

## 《参考資料》静岡本名裁判の判決文

### 第一審

1. 静岡地判平成27年4月24日労働判例ジャーナル42号50頁

### 控訴審

2. 東京高判平成27年10月14日労働判例ジャーナル47号43頁

### 最高裁

3. 最決平成28年6月16日労働判例ジャーナル54号32頁

## 1. 静岡地判平成27年4月24日労働判例ジャーナル42号50頁

静岡地方裁判所

平成25年（ワ）第569号

平成27年04月24日

静岡県（以下略）

原告 X' こと

X

同訴訟代理人弁護士 伊藤洋一郎

（住所略）

被告 Y

同訴訟代理人弁護士 小川秀世

主文

- 1 被告は、原告に対し、55万円及びこれに対する平成25年7月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを6分し、その5を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

### 第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、330万円及びこれに対する平成25年7月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

本件は、韓国籍である原告が、就業先の代表取締役である被告から、他の従業員の前で韓国名を名乗るよう求められるなどしたことや、本件訴訟を提起したことなどを理由に被告から業務の変更を命じられたことにより精神的苦痛を受けたところ、被告の上記各行為は人格権侵害又はパワーハラスメントに該当すると主張して、被告に対し、不法行為（民法709条、710条）に基づき、330万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成25年7月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

### 1 前提事実（証拠等を掲記した事実以外は当事者間に争いが無い。）

(1) ア 原告は、1968年（昭和43年）（以下略）生まれの男性である。原告の国籍は大韓民国（以下「韓国」という。）であるが、原告の出生地及び生育地はいずれも日本であり、原告はいわゆる在日韓国人である。原告の本名（韓国名。以下「韓国名」という。）は「X」であり、日本名（いわゆる通名。以下「日本名」という。）は「X'」である。

原告は、平成13年8月1日、株式会社カンリ（当時の商号は株式会社浄化槽管理センターであり、平成25年2月10日に現商号となった。以下、商号変更の前後を通じて、「カンリ」という。）に入社したが、平成26年7月17日にカンリを解雇された。

イ 被告は、カンリの代表取締役である。

(2) 被告は、平成24年11月20日から同年12月4日までの間、A市内のカンリの事務所（以下「本件事務所」という。）において、原告に対し、「朝鮮名で名乗ったらどうだ」、「韓国籍だということを彼女に言ったのか。」などと言った。その際、カンリの従業員であるB（以下「B」という。）が同席していた。（甲9、弁論の全趣旨）

(3) 被告は、平成25年1月中旬、本件事務所内において、B及びカンリの従業員であるC（以下「C」という。）が同席する場で、原告に対し、「朝鮮

名で名乗ったらどうだ」などと言った。(甲9、弁論の全趣旨)

(4) 被告は、平成25年2月25日、カンリのD営業所(以下「D営業所」という。)内において、同営業所の従業員に対して就業規則の説明を行った。その際、被告は、原告に対して、「いいか。例えばな、あなたの、いいかな。私は『朝鮮名は朝鮮名で生きたほうが、これからの時代だ』って言ったことが、どこかであなたが反対に取るのか?」、「おまえさんも『それでいい』って、おれには答えたんだぞ。あの時に。」、「人間の言葉は、しゃべったら通じてくれよ。」と言った。これに対して、原告は、「はい。」と答えた。(甲2、被告本人)

(5) 被告は、平成25年4月8日、D営業所内において、C及びE以外の全従業員の前で、原告について、「この人は、在日韓国人だ。うん。」、「みな、それを差別する奴はいるのか。」、「朝鮮名を名乗って生きる生き方もあるんだぞ。」と言った。

(6) 被告は、平成25年5月16日、D市内にあるカンリの車庫(以下「本件車庫」という。)において、原告及びBと3人で会話をしている際、原告に対し、「朝鮮名で名乗るなら、呼んでやるぞ。」と言った(以下、上記(2)ないし(6)における被告の原告に対する発言をまとめて「本件各発言」という。)

## 2 争点

(1) 被告が本件各発言等について原告に対して不法行為責任を負うか。  
(争点1)

(2) 原告の損害額(争点2)

## 3 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1(被告が本件各発言等について原告に対して不法行為責任を負うか)について

(原告の主張)

ア およそ人間がどのような名称を名乗って生活するかは、その人間の人生観や価値観、歴史観等に深く根ざすものであって、憲法13条が保障する個人の尊厳の中核をなすものである。

原告は、被告から上記前提事実(2)及び(3)の発言をされた際、被告に対して、「このまま結構です。朝鮮名で名乗るつもりはありません。」などと返答し、韓国名を名乗ることについて拒否する意思表示をしたにもかかわらず、被告は原告に対して本件各発言をし、原告に対して韓国名を名乗るように強要した。

被告は、原告が韓国籍であることを知らない従業員もいる中で、上記前提事実(5)の発言をした。

これらの被告の本件各発言は、故意又は過失により原告の人格権と個人の尊厳を著しく傷つけるものであり、原告に対する不法行為を構成するというべきである。

イ 職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係など、その職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいうところ、前提事実(2)ないし(6)のとおり、被告は原告に対して、原告が従業員として勤務する会社の社長としての立場で、「朝鮮名を名乗れ」、「韓国籍だということを彼女に言ったのか」などと繰り返し発言し、原告の名称使用に関する人格権を侵害し、個人の意思の自由に対して土足で踏み込んでおり、その結果原告は精神的苦痛を受けている。

被告による本件各発言は、平成24年にカンリの元従業員がカンリを相手方として提起した労働審判(当庁平成24年(労)第31号。以下「別件審判」という。)において、原告が上記元従業員に協力して、カンリに不利な内容の陳述書(乙5。以下「本件陳述書」という。)を提出したことに起因して行われるようになったものであり、別件審判に協力した原告に対する意趣返しとして行われたものといわざるを得ない。

原告は、本件訴訟提起前は、D営業所において、浄化槽点検、浄化槽清掃、廃棄物処理等の業務に従事していたところ、被告は、原告が本件訴訟を提起した平成25年6月28日以降、原告の勤務内容を浄化槽法の勉強や除草業務に変更する旨の命令(以下「本件命令」という。)を行ったため、原告は、午後の

ほとんどの時間、被告所有地の除草作業を行うことになった。

原告は本件命令により精神的苦痛を受けており、本件命令は被告の故意又は過失によって行われた明らかなパワーハラスメントとして不法行為を構成するというべきである。

ウ 以上によれば、被告は、本件各発言及び本件命令について、原告に対して不法行為責任を負うものというべきである。

#### (被告の主張)

ア 被告が本件各発言をしたことは認める。しかし、被告は、在日韓国人は、民族や国の誇りをもって、韓国名を名乗って日本で生活するべきであると考えており、本件各発言は、在日韓国人である原告に対する差別意識の現れや行動ではない。

原告は、被告に対し、韓国名で名乗ることを拒絶する意思表示をしたことはなく、原告が韓国籍であることや日本名を使用していることについて、他の従業員の前で話題にすることを控えるように求めたこともないのであって、原告がただ内心で拒絶の意思を有していたというだけで、原告に対する不法行為が成立するとはいえない。また、被告は、原告に対し、韓国名を名乗ることを薦めたにすぎず、不利益処分を示唆するなどしてこれを強制したわけでもない。なお、カンリの従業員のほとんどは、原告が韓国籍であることを知っていた。

したがって、被告が本件各発言を行ったとしても、原告の人格権ないし個人の尊厳を侵害するものではなく、不法行為には該当しないというべきである。

イ 被告は原告の雇用主ではあるものの、原告に対するパワーハラスメントが生じるような一方的に優位な立場にいるものではない。仮にそうでないとしても、被告の本件命令は、何ら不法行為に該当しないから、被告は不法行為責任を負わない。

ウ したがって、被告は、原告に対する本件各発言及び本件命令について、不法行為責任を負わない。

## (2) 争点2 (原告の損害額) について

### (原告の主張)

原告は、被告の不法行為により精神的苦痛を受けているところ、これを金銭に換算すると、300万円を下らない。

原告は、本件訴訟の提起・遂行のために弁護士を依頼したところ、弁護士費用30万円は、被告の不法行為と相当因果関係を有する。

したがって、原告の損害額は合計330万円である。

### (被告の主張)

争う。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 認定事実

前提事実並びに証拠 (甲2ないし9、乙4ないし7、原告本人及び被告本人) 及び弁論の全趣旨によれば、次のとおりの事実が認められる。

(1) 原告は、岩手県で出生し、同県内の中学校を卒業した後、専門学校に1年間通った。原告は、17歳の時、仕事(大工)の関係で岩手県から静岡県に転居し、大工の仕事を辞めた後は、業務用冷蔵庫の製造業や運送業に携わった。

(2) 原告は、昭和59年(以下略)に16歳の誕生日を迎えた際、父親に連れられて当時居住していた岩手県(以下略)(現在のF市)の町役場に行き、外国人登録手帳の交付を受け、初めて自分が韓国籍であることを知った。

それまで原告は日本名であるX'を使用していたが、韓国籍であることを知った後も、自分は日本人であるとの意識のもと、韓国名ではなく日本名を名乗ることを決意し、必要に迫られない限りは韓国籍であることを他者に知らせず、日常生活において、日本名を使用していた。

(3) 原告は、平成13年8月1日、カンリに入社し、以後、一般廃棄物のパッカー業務等に従事するようになった。原告は、上記入社後も一貫して日本名を使用していた。

(4) 原告は、上記入社にあたり、カンリに対して運転免許証のコピーを提出した。そのため、被告は、原告の入社当時から、原告が韓国籍であることを把握していた。

(5) 被告は、在日韓国人は、日本名ではなく韓国名を名乗るべきであるという信念を持っていたものであるが、平成24年11月20日頃、原告に対して「朝鮮名で名乗ったらどうか。」などと告げるまで、原告に対し、日本名ではなく韓国名を名乗るように示唆ないし指導したことはなかった。

(6) カンリの従業員（原告の同僚）であったGは、平成24年9月25日、静岡地方裁判所に対し、カンリを相手方として、未払残業代の支払を求める労働審判の申立てをした（別件審判）。原告は、別件審判において、カンリの従業員の一人として、同社の定時退社時刻である午後5時以降は原則として仕事は行っていない旨の同年11月20日付け陳述書（乙4）を作成した。しかし、その後、原告は、上記陳述書には真実が記載されていないものと考え、実際には午後5時以降の残業も多く、有給休暇も取ることができなかった旨の同年12月4日付け陳述書（本件陳述書）を作成し、静岡地方裁判所に提出した。なお、原告は、本件陳述書に、他の従業員のいる前で被告から日本名ではなく韓国名を名乗るように告げられたこと（後記（7）参照）が極めて不愉快であった旨を記載した。

(7) 被告は、平成24年11月24日頃、原告を本件事務所に呼び出した上で、B（なお、同人は原告が在日韓国人であることを知っていた。）の同席する前で、原告に対して、「韓国籍であることを彼女に話したのか。」などと述べたところ、原告は「はい。」と答えた。被告は、続けて原告に対し、「朝鮮名を名乗ったらどうか。」「朝鮮名で名乗っていくこともできるんだぞ。」などと述べたところ、原告は「いや、私はこのままで結構です。」と答えた。

(8) 被告は、平成25年1月中旬、本件事務所において、B及びC（なお、同人は原告が在日韓国人であることを知っていた。）の同席する前で、再度原告に対し、「朝鮮名を名乗ったらどうか。」などと述べたところ、原告は「いや、

このままで結構です。」などと答えた。

(9) 被告は、平成25年2月25日、D営業所内において、同営業所の従業員に対して就業規則の説明を行った。その際、被告は、原告が別件審判においてカンリに不利な内容（Gに有利な内容）の本件陳述書を提出した上、同陳述書において、前記(7)のやりとりに言及したことをとらえ、原告に対し、「いいか。例えばな、あなたの、いいかな。私は『朝鮮名は朝鮮名で生きたほうが、これからの時代だ』って言ったことが、どこかであなたが反対に取るのか?」、 「おまえさんも『それでいい』って、おれには答えたんだぞ。あの時に。」、「人間の言葉は、しゃべったら通じてくれよ。」と述べた。これに対して、原告は、「はい。」と答えるにとどまった。

(10) 被告は、平成25年4月8日、D営業所内において、C及びE以外の全従業員の前で、原告について、「この人は、在日韓国人だ。うん。」、「みな、それを差別する奴はいるのか。」、「朝鮮名を名乗って生きる生き方もあるんだぞ。」、「なんでそれをしないんだ」などと言った。

(11) 被告は、平成25年5月16日、本件車庫において、原告及びBと3人で会話をしている際、原告に対し、「朝鮮名で名乗るなら、呼んでやるぞ。」と言った。

(12) 原告は、平成25年6月28日、本件訴訟を提起した。被告は、同年7月24日頃、Bを通じて、本件訴訟を取り下げるように原告に求めたが、原告はこれを拒否した。

(13) 被告は、平成26年6月17日頃、Bを通じて原告に対し、誓約書を提出するよう求めた。同誓約書には、原告の退職後の守秘義務及び競争避止義務とこれに反した場合の損害賠償義務が定められていたところ、原告は、同誓約書に署名したものの押印はせず、カンリにも同誓約書を提出しなかった。

(14) 被告は、平成26年7月17日付けで、原告を普通解雇した。その理由の要約は以下のとおりである。

ア 原告が、虚偽の事実に基づき、カンリの代表者である被告個人に対して、

不法行為に基づく損害賠償請求訴訟（本件訴訟）を提起し、現在まで訴訟を継続していること。

イ 原告が、本件訴訟をマスコミに公表し、被告に関する虚偽の事実を公にしたことにより、被告の名譽を棄損し、ひいてはカンリの信用を失墜させたこと。

ウ 原告が、被告に対して、Bを虚偽の事実でもって非難する内容の文書（乙6・3、4頁）を交付したこと。

エ 原告のカンリにおける勤務態度が著しく不良であり、改善されなかったこと。

## 2 争点1（被告が本件各発言等について原告に対して不法行為責任を負うか）について

(1) 氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである（最高裁判所昭和63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁参照）。そして、在日韓国人である者の多くにとって、日常生活において韓国名を使用するか、日本名を使用するかという問題は、極めて当該個人の内心、自己決定に関わる事柄であって、それ自体、自己決定権の一内容を形成するものと考えられる。したがって、在日韓国人である者が、韓国名又は日本名の一方の氏名を自己の呼称として選択した場合、その選択した氏名は当該個人のアイデンティティを形成するものであるから、他者がこれを無視して自己の価値観を押しつける形で他方の氏の使用を強制した場合、あるいは強制に至らないとしても著しく不快感を与えるような態様で他方の氏の使用を推奨したような場合には、自己決定権を違法に侵害するものとして、不法行為となる場合があるというべきである。

また、何人も、個人の私生活上の自由の一つとして、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有しているから（最高裁判所平成

20年3月6日第一小法廷判決・民集62巻3号665頁参照)、自己が第三者に秘匿しあるいは秘匿したいと考えている個人情報(在日韓国人である事実もこれに当然含まれる。)について、そのことを認識したまたは認識できる立場にある他者が当該個人情報をみだりに第三者に開示又は公表した場合には、プライバシー権を違法に侵害するものとして、不法行為となる場合があるというべきである。

すなわち、日常生活において日本名を使用している在日韓国人である者に対して、単に韓国名を名乗るよう働きかけたとしても、当該行為が直ちに自己決定権ないしプライバシー権を違法に侵害するものとして不法行為を構成するとはいえないが、当該個人情報の内容や秘密性の程度、働きかけの頻度やその程度、第三者に対する開示・公表等の態様、開示を受けた者の範囲、当該在日韓国人の社会的立場等の具体的事情に照らして、社会通念上、上記行為が当該在日韓国人に対して著しく不快感を与えるものであり、その者の自己決定権ないしプライバシー権を実質的に侵害するものと認められる場合には不法行為に該当するものというべきである。

(2) 前記認定事実1(1)ないし(3)によれば、原告は、日本に生まれ、幼少の頃から日本人としての教育を受け、日本名である「X」こそが自己の本名であるとの認識のもとに生活を営んできたものであって、16歳になった際に、親から自己が在日韓国人であることを告げられた後においても、自分は日本人であるとの意識を持ち、従来どおり日本名を使用し続けていたものであり、あえて韓国名である「X」の使用を避け、必要がなければ韓国名(X)を他者に知らせることもなかったというのであるから、原告は、自己を呼称する氏として日本名(X')を選択したものと解される。

ところが、前記認定事実1(6)ないし(11)のとおり、被告は、平成24年11月24日頃、Bの同席する場で、原告に対して韓国名を名乗るよう働きかけをした際、原告がこれを断り、さらに同年12月4日付けで静岡地方裁判所に提出した本件陳述書において、被告から韓国名を使用するよう求められたこと

が極めて不愉快であった旨を記載しているのを認識しているはずであるのに、その後も、4度にわたり、原告に対し韓国名を使用するように働きかけを行い、また、原告が在日韓国人であることを知らない多数の従業員がいる前で、あえて原告が在日韓国人である旨の公表を行ったものである。

そして、多くの在日韓国人にとって、日常生活上、韓国名を使用するか日本名を使用するかということは、個人のアイデンティティないし自己決定権に関わる事柄であって、この点は、原告も例外ではない。のみならず、原告は、日本に生まれ、日本人としての教育を受け、在日韓国人であることを知った後も日本人としての意識を持ちながら日本において生活しているものであって、その間、日本名である「X」を専ら自己の氏として使用してきたものであるから、原告にとって、日本名を使用するという事は自己のアイデンティティとしてのいわば中核部分を形成していることが容易に想像され、このことは、原告を10年以上にわたり雇用し、その間、原告が必要のない限り自己が在日韓国人であることを他者に告げていなかったことを認識している被告にとっても、容易に想像できるところというべきである。

それにもかかわらず、被告は、在日韓国人であることを秘し、日本名である「X」を使用し続けている原告に対し、再三にわたり、韓国名を名乗るように働きかけ、また、原告が在日韓国人であることを知らない多くのカンリ従業員がいる前で原告が在日韓国人であることを公表したものであり、従業員であった原告が雇用主である被告に対して逆らうことが困難な立場にあったことにも照らすと、本件各発言は、社会通念上、著しく原告に不快感を与えるものであり、原告の自己決定権及びプライバシー権を実質的に侵害するものといわざるを得ない。

したがって、被告の本件各発言は、原告の自己決定権及びプライバシー権を違法に侵害するものとして、不法行為に該当するものというべきである。

(3) これに対し、被告は、原告が被告に対して韓国名を名乗ることを拒否した事実はない旨主張し、これに沿う陳述又は供述をする（乙7、被告本人尋

間)。しかし、原告は、自己が在日韓国人であることを認識した後も日本名を使用し、カンリにおいても、10年以上もの間、日本名を使用し続けていること、さらに原告は、本件陳述書において、被告から韓国名の使用を提案されたことに対して強い不快感を示しており、被告もそのことを認識していたことに鑑みれば、原告が被告から「朝鮮名で名乗ったらどうだ」と聞かれた際に、これを受け入れるということは考え難いのであって、仮に原告が被告の言葉に対して「はい。」などと答えていたとしても、それは従業員としての立場上、雇用主である被告に表だって逆らうことが困難であることから、そのような受け答えをせざるを得なかったものであることが容易に推認できるのであって、上記原告の言動がその真意に出たものではないことは、被告にとっても容易に理解可能なものであったというべきである。したがって、原告は、被告の問いかけに対し、明示ないし黙示に拒否の意思表示をしたものと認めるのが相当であり、遅くとも被告は平成25年1月以降は、原告の上記意向を認識し、または容易に認識できたものといえるから、被告の上記主張を採用することはできない。

そうすると、被告には、本件各発言が原告の人格的な利益を侵害することについて故意または過失があったものと認められる。

したがって、被告は、原告に対する発言（本件各発言）等について、不法行為責任を負うものというべきである。

(4) 原告は、本件命令により除草作業に従事させられたことが不法行為に該当する旨の主張もするところ、同主張を裏付ける証拠に乏しく、不法行為であるとは認めるに足りない。

### 3 争点2（原告の損害額）について

本件各発言の回数、態様等に加えて、前記認定のとおり、被告は、原告に対して不法行為をしておきながら、カンリの代表者として、原告が本訴を提起したことなどを理由にして原告を解雇しているのであって、このような被告の態度からすれば、被告には本件の不法行為に対する反省はないものといわざるを得ないのであって、このことが原告の精神的苦痛を増大させていることは容易

『エトランデュテ』創刊号

に推認されることなどの本件に表れた一切の事情を考慮すれば、被告の不法行為によって原告に生じた精神的苦痛に対する慰謝料は、50万円とするのが相当である。また、本件と相当因果関係のある弁護士費用は、上記慰謝料の1割である5万円とするのが相当である。

したがって、原告の損害額は55万円と認められる。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求は、55万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成25年7月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

民事第1部

(裁判長裁判官 大久保正道 裁判官 山口和宏 裁判官 植木亮)

## 2. 東京高判平成27年10月14日労働判例ジャーナル47号43頁

東京高等裁判所

平成27年(ネ)第3249号

平成27年10月14日

(住所略)

控訴人 X

同訴訟代理人弁護士 小川秀世

静岡県(以下略)

被控訴人 Y' こと

Y

同訴訟代理人弁護士 伊藤洋一郎

## 主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 前項の部分につき、被控訴人の請求を棄却する。

### 第2 事案の概要等

1 本件は、控訴人の経営する会社で勤務していた被控訴人（1 審原告）が、控訴人（1 審被告）からその本名である韓国名を名乗るよう他の従業員の前で繰り返し求められ、本件訴えの提起後には勤務内容を不当に変更されるなどしたことにより、人格的利益を侵害され、精神的苦痛を被ったと主張して、控訴人に対し、不法行為（民法709条、710条）による損害賠償請求権に基づき330万円及びこれに対する平成25年7月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金（起算日は不法行為の日の後である訴状送達の日翌日である。）の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の行為の一部が被控訴人に対する不法行為を構成するものと判断し、被控訴人の本件請求を慰謝料50万円及び弁護士費用5万円の合計55万円及びこれに対する上記の遅延損害金の支払を求める限度で理由があるものとして認容し、その余は理由がないものとして棄却したことから、控訴人が自己の敗訴部分を不服として本件控訴を提起した。

#### 2 前提となる事実

(1) 前提となる事実は、後記(2)のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」に記載されたとお

りであるから、これを引用する。

(2) 補正

ア 原判決2頁7行目から16行目までを次のように改める。

「(1) ア 原告は、大韓民国(以下「韓国」という。)の国籍を有する1968年(昭和43年)生まれの男性である。原告は、日本で出生して生育したいわゆる在日韓国人であり、特別永住者の資格をもって本邦に在留している(甲1)。

イ 被告は、株式会社A(平成25年2月10日に変更される前の商号は株式会社Bであり、以下、商号変更の前後を通じ、「A」という。)の代表取締役である。原告は、平成13年8月1日、Aに入社し、平成24年11月当時、AのC営業所において、浄化槽の点検及び清掃、廃棄物処理等の業務に従事していた。

ウ 原告は、本名「Y」のほかに通名「Y'」を有し、日常生活においては通名を使用しており、同人の外国人登録証明書(平成24年7月9日施行の改正住民基本台帳法により廃止された外国人登録法によるもの。甲1)には、上記の本名と通名とが併記されていた(以下それぞれを「韓国名」、「日本名」ともいう。))。

イ 原判決3頁15行目の後に行を改め、次のように付け加える。

「(7) ア 原告は、平成25年6月28日、静岡地方裁判所において本件訴えを提起した。

イ 被告は、平成25年8月9日頃、原告の勤務内容を浄化槽法の勉強や除草業務に変更する旨の命令(以下「本件命令」という。)をした。

ウ 被告は、平成26年7月17日、原告に対し解雇する旨の意思表示をした。」

### 3 争点

(1) 控訴人による不法行為の成否(争点1)

(2) 被控訴人の損害(争点2)

### 4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点に関する当事者の主張は、後記(2)のとおり補正するほかは、

原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「3 争点に対する当事者の主張」に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決4頁25行目から同5頁4行目までを次のように改める。

「被告は、原告が平成25年6月28日に本件訴えを提起すると、原告に対し本件命令を行い、これによりその勤務内容を浄化槽法の勉強や除草業務に変更された原告は、午後のほとんどの時間を被告所有地の除草作業をして過ごすことになった。」

### 第3 当裁判所の判断

1 本件の各争点に関連する認定事実は、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の「1 認定事実」に記載されたとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人による不法行為の成否(争点1)について

(1) 当裁判所も、控訴人が本件各発言をしたことは被控訴人に対する不法行為を構成するものと判断する。

その理由は、後記(2)のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の「2」(原判決9頁18行目から同13頁7行目まで)に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(2) 補正

ア 原判決9頁20行目から同10頁24行目までを次のように改める。

「(1) ア 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない(労働基準法3条)。また、労働基準法が同条その他の規定をもって労働者の人権保障を図っていることからすれば、労働基準法上の人権保障規定の適用される場面以外であっても、労働者の人格的利益が侵害される場合には、不法行為法による救済が図られるべきものと解される。そして、一般に職場において労働者の人格的利益が侵害されるおそれのある場面を典型的にいえば、セクシャル・ハラ

メント、職場におけるいじめ・嫌がらせ・パワーハラスメント、他人にみだりに知られたくないプライバシー情報の開示等を挙げることができる。

そこで、本件事実関係の下において、使用者である控訴人のした行為が、労働者である被控訴人の何らかの人格的利益を違法に侵害し、同人に対する不法行為を構成するか否かについて検討する。

イ 氏名は、個人を他人から識別し特定する機能を有する公的なものであるから、その性質上、用いられる氏名は一人につき一つに定まっている必要がある。もっとも、在日韓国人については、かつて日本名を使用していた時期があるなどの歴史的経緯等から、その後も本名である韓国名のほかに日本名を通名とすることが広く行われてきており、外国人登録法では外国人登録証明書に本名と通名とを併記する扱いが認められてきた。外国人登録法は、改正後の住民基本台帳法が平成24年7月9日に施行されたことに伴い廃止され、改正後の同法により、外国人も日本人と同一の住民票に記載されることとなったが、なお氏名（本名）による住民票に通称を併記登録することができる（同法7条14号、住民基本台帳法施行令30条の25第1号、30条の26）など、永く行われてきた外国人の通名使用の慣行に配慮した行政上の扱いが維持されている。

もとより在日韓国人であっても専ら本名である韓国名を使用する例は少なく、日本名を通名として使用するか否かやそのことに関する事情は、人により様々であり得る。しかし、その者があえて専ら通名である日本名を使用しているという場合においては、本名である韓国名を使用することによって生活上の不利益を受けるおそれがあることを慮ってこれを秘匿していることが少なくないものと解され、そのような行動をとる者にとって、本名である韓国名が別にあるという事実は、他人にみだりに知られたくないプライバシー情報といえることができる。そうすると、上記の者は、当該事実をみだりに公表されないこと、その限りで、通名使用の下においてそれまでに形成している社会生活の平穩を当該事実の公表により害されないことにつき一定の法的保護に値する利益を有しているというべきであり、このような利益は、前記のとおり平成

24年に外国人の地位に係る法制度の改正があった後においても、直ちには失われず、なお不法行為法上の保護に値するというべきである。

ウ そうすると、使用者が、在日韓国人であり日常生活において専ら通名を使用してきた労働者に対して本名の使用を命じ又は勧奨することは、労働契約上の付随義務として信義則上負う職場環境配慮義務（被用者にとって働きやすい職場環境を保つよう配慮すべき義務）による労働契約上の責任を生じさせることがあるほか、その態様等の具体的事情によっては、労働者のプライバシーや社会生活の平穏といった人格的利益を違法に侵害する嫌がらせとして、不法行為法上違法の評価を受けることがあるものというべきである。」

イ 原判決11頁15行目から同12頁9行目までを次のように改める。

「このようにして、被告は、原告にその本名である韓国名の使用を勧奨しているところ、勧奨が他の従業員もいるところで行われていること、原告が被告の勧奨に直ちに応じないにもかかわらず、約半年間という比較的短期間に勧奨が繰り返されていることなどに照らすと、被告による本件各発言は、原告のプライバシーや社会生活の平穏といった人格的利益を侵害する嫌がらせの範疇に至っていると評価すべきであり、原告に対する不法行為を構成するものというべきである。」

### 3 被控訴人の損害（争点2）について

当裁判所も、被控訴人は控訴人の不法行為により合計55万円の損害を被ったものと認める。

その理由は、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の「3」（原判決13頁8行目から18行目まで）に記載されたとおりであるから、これを引用する。

### 4 小括

以上によれば、被控訴人の本件請求は、不法行為による損害賠償請求権に基づき55万円及びこれに対する訴状送達の日翌日であることが記録上明らかな平成25年7月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損

害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、上記の限度で認容し、その余は棄却すべきであり、これと同旨の原判決は結論において相当である。

#### 第4 結論

よって、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

#### 第22 民事部

(裁判長裁判官 河野清孝 裁判官 古谷恭一郎 裁判官 小林康彦)

### 3. 最決平成28年6月16日労働判例ジャーナル54号32頁

最高裁判所第一小法廷

平成28年(オ)第140号, 平成28年(受)第171号

平成28年6月16日決定

## 決 定

上告人兼申立人 A

同訴訟代理人弁護士 小川秀世

被上告人兼相手方 B こと C

同訴訟代理人弁護士 伊藤洋一郎

上記当事者間の東京高等裁判所平成27年(ネ)第3249号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成27年10月14日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

## 理 由

### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成 28 年 6 月 16 日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井龍子 裁判官 山浦善樹 裁判官 池上政幸 裁判官 大谷直人 裁判官 小池裕

